

(1) 労働条件

労働条件の確保・改善対策

概要

労働条件の確保・改善

全国では、約 412 万の事業場で約 5,293 万人の労働者が働いている（資料：平成 26 年「経済センサー基礎調査」（総務省統計局）より算出）。労働者が安心して働く職場環境を実現するためには、労働基準法などで定められた労働条件が確保され、また、その向上が図られることが重要である。

そのため、各都道府県に労働局が、全国各地に労働基準監督署が設置されており、労働基準関係法令に基づいて事業場に立ち入り、事業主に対し法令に定める労働時間、安全衛生基準、最低賃金等の法定基準を遵守させるとともに、労働条件の確保・改善に取り組んでいる。

労働条件の確保・改善を図る具体的な方法としては労働基準監督官が事業場に赴くことなどによる定期監督等（毎月一定の計画に基づいて実施する監督のほか、一定の重篤な労働災害又は火災・爆発等の事故について、その原因究明及び同種災害の再発防止等のために行う、いわゆる災害調査等も含む。）及び申告監督（労働者等からの申告に基づいて実施する監督）等がある。

また、労働基準監督官が行った監督指導等の結果、重大又は悪質な法違反が認められた場合には、労働基準監督官は、その刑事责任を追及すべく刑事訴訟法に基づき特別司法警察員として犯罪捜査を行い、検察庁に送検する司法処分を行う。

詳細データ① 監督実施状況の推移

| 年 | 監査監督実施事業場数 | | | 監督実施率 | 違反率 |
|------|------------|--------|---------|-------|------|
| | 定期監督等 | その他の監督 | 計 | | |
| 平成15 | 件 | 件 | 件 | % | % |
| 16 | 121,031 | 43,474 | 164,505 | 3.6 | 65.6 |
| 17 | 122,793 | 42,835 | 165,628 | 3.6 | 67.1 |
| 18 | 122,734 | 41,407 | 164,141 | 3.7 | 66.3 |
| 19 | 118,872 | 42,186 | 161,058 | 3.6 | 67.4 |
| 20 | 126,499 | 42,234 | 168,733 | 4.1 | 67.9 |
| 21 | 115,993 | 43,097 | 159,090 | 3.9 | 68.5 |
| 22 | 100,535 | 46,325 | 146,860 | 3.6 | 65.0 |
| 23 | 128,959 | 45,574 | 174,533 | 4.3 | 66.7 |
| 24 | 132,829 | 42,703 | 175,532 | 4.1 | 67.4 |
| 25 | 134,295 | 39,225 | 173,520 | 4.1 | 68.4 |
| 26 | 140,499 | 37,634 | 178,133 | 4.2 | 68.0 |
| 27 | 129,881 | 36,568 | 166,449 | 3.9 | 69.4 |
| 28 | 133,116 | 36,120 | 169,236 | 4.0 | 69.1 |
| 29 | 134,617 | 35,006 | 169,623 | 4.1 | 66.8 |
| 30 | 135,785 | 34,413 | 170,198 | 4.1 | 68.3 |
| 令和元 | 136,281 | 33,911 | 170,192 | 4.1 | 68.2 |
| 2 | 134,981 | 32,577 | 167,558 | 4.1 | 70.9 |
| 3 | 116,317 | 29,316 | 145,633 | 3.5 | 69.1 |
| | 122,054 | 27,325 | 149,379 | 3.6 | 68.2 |

資料：厚生労働省労働基準局調べ。

(注) 違反率は定期監督等実施事業場のうち違反のあった事業場の割合である。

詳細データ② 申告処理状況の推移

| 年 | 要処理分 | | 前年よりの繰越し | | 当年受理 | |
|------|--------|-------|----------|-------|--------|-------|
| | 件数 | 前年対比 | 件数 | 前年対比 | 件数 | 前年対比 |
| 平成15 | 46,009 | 104.8 | 6,954 | 108.3 | 39,055 | 104.2 |
| 16 | 43,423 | 94.4 | 6,795 | 97.7 | 36,628 | 93.8 |
| 17 | 41,003 | 94.4 | 6,072 | 89.4 | 34,931 | 95.4 |
| 18 | 40,234 | 98.1 | 5,442 | 89.6 | 34,792 | 99.6 |
| 19 | 40,254 | 100.0 | 4,724 | 86.8 | 35,530 | 102.1 |
| 20 | 44,432 | 110.4 | 5,145 | 108.9 | 39,287 | 110.6 |
| 21 | 48,448 | 109.0 | 5,976 | 116.2 | 42,472 | 108.1 |
| 22 | 44,736 | 92.3 | 6,588 | 110.2 | 38,148 | 89.8 |
| 23 | 41,047 | 91.8 | 5,784 | 87.8 | 35,263 | 92.4 |
| 24 | 37,253 | 90.8 | 5,901 | 102.0 | 31,352 | 88.9 |
| 25 | 34,322 | 92.1 | 5,004 | 84.8 | 29,318 | 93.5 |
| 26 | 31,709 | 92.4 | 4,620 | 92.3 | 27,089 | 92.4 |
| 27 | 30,381 | 95.8 | 4,119 | 89.2 | 26,280 | 97.0 |
| 28 | 29,773 | 98.0 | 4,073 | 98.9 | 25,700 | 97.8 |
| 29 | 29,388 | 98.7 | 4,016 | 98.6 | 25,372 | 98.7 |
| 30 | 28,874 | 98.3 | 4,086 | 101.7 | 24,788 | 97.7 |
| 令和元 | 27,471 | 95.1 | 3,959 | 96.9 | 23,512 | 94.9 |
| 2 | 25,568 | 93.1 | 3,954 | 99.9 | 21,614 | 91.9 |
| 3 | 21,667 | 84.7 | 2,853 | 72.2 | 18,814 | 87.0 |

資料：厚生労働省労働基準局調べ。

詳細データ③ 主要業種別司法事件数の推移

| 年 | 全業種 | | 製造業 | | 建設業 | | 商業 | |
|------|-------|---------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|
| | 件数 | 前年対比 | 件数 | 前年対比 | 件数 | 前年対比 | 件数 | 前年対比 |
| 平成15 | 1,399 | (100.0) | 346 | (24.7) | 593 | (42.4) | 122 | (8.7) |
| 16 | 1,339 | (100.0) | 312 | (23.3) | 571 | (42.6) | 113 | (8.4) |
| 17 | 1,290 | (100.0) | 303 | (23.5) | 525 | (40.7) | 106 | (8.2) |
| 18 | 1,219 | (100.0) | 286 | (23.5) | 470 | (38.6) | 97 | (8.0) |
| 19 | 1,277 | (100.0) | 308 | (24.1) | 458 | (35.9) | 122 | (9.6) |
| 20 | 1,227 | (100.0) | 295 | (24.0) | 484 | (39.4) | 92 | (7.5) |
| 21 | 1,110 | (100.0) | 285 | (25.7) | 375 | (33.8) | 114 | (10.3) |
| 22 | 1,157 | (100.0) | 268 | (23.2) | 400 | (34.6) | 102 | (8.8) |
| 23 | 1,064 | (100.0) | 253 | (23.8) | 352 | (33.1) | 98 | (9.2) |
| 24 | 1,133 | (100.0) | 260 | (22.9) | 406 | (35.8) | 97 | (8.6) |
| 25 | 1,043 | (100.0) | 231 | (22.1) | 369 | (35.4) | 79 | (7.6) |
| 26 | 1,036 | (100.0) | 215 | (20.8) | 392 | (37.8) | 96 | (9.3) |
| 27 | 966 | (100.0) | 241 | (24.9) | 336 | (34.8) | 85 | (8.8) |
| 28 | 890 | (100.0) | 210 | (23.6) | 309 | (34.7) | 75 | (8.4) |
| 29 | 896 | (100.0) | 195 | (21.8) | 307 | (34.3) | 79 | (8.8) |
| 30 | 896 | (100.0) | 221 | (24.7) | 312 | (34.8) | 82 | (9.2) |
| 令和元 | 821 | (100.0) | 169 | (20.6) | 307 | (37.4) | 63 | (7.7) |
| 2 | 887 | (100.0) | 224 | (25.3) | 300 | (33.8) | 79 | (8.9) |
| 3 | 918 | (100.0) | 177 | (19.3) | 317 | (34.5) | 69 | (7.5) |

資料：厚生労働省労働基準局調べ。

(注) 括弧内は、全業種中に占める割合である。

労働時間対策

概要

主な労働時間対策

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた主な取組等

- ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた社会的機運の醸成
- 労働時間等の設定の改善を促進するための支援
 - ・労働時間等設定改善法、「労働時間等見直しガイドライン」（労働時間等設定改善指針）の周知
 - ・労働時間等の設定の改善に係る支援
 - ▶働き方改革推進支援センター
 - ▶働き方改革推進支援助成金
 - ▶特に時間外労働が長い事業場の事業主に対する自主的取組の推進
 - ・長時間労働につながる取引慣行の見直しの推進

労働時間対策の具体的推進

- 労働時間等設定改善実施体制の整備
- 法定労働時間の遵守徹底
 - ・働き方改革関連法の周知と併せ、引き続き集団指導等を実施するなどにより法定労働時間の遵守を徹底
- 時間外労働の削減
 - ・労働時間管理の適正化等
 - ▶「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」により、労働時間管理の適正化のための指導
 - ・時間外・休日労働協定（36協定）の適正化
 - ▶36協定届が所轄労働基準監督署長に届け出られた場合に、当該協定届の内容について必要な指導
- 【罰則付きの時間外労働の上限規制】
 - ・法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできない
 - ・臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合（特別条項）でも、以下を守らなければならない
 - ▶時間外労働が年720時間以内
 - ▶時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
 - ▶時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て1月当たり80時間以内
 - ▶時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6か月が限度
 - ・上記に違反した場合には、罰則（6か月以下の懲役または30万円以下の罰金）が科されるおそれあり
 - ・以下の事業・業務について、上限規制の適用が以下のとおり猶予される

| 事業・業務 | 猶予期間中の取り扱い (2024年3月31日まで) | 猶予期間後の取り扱い (2024年4月1日以降) |
|--------------------|---|--|
| 建設事業 | | <ul style="list-style-type: none">・災害の復旧・復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。・災害の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について、<ul style="list-style-type: none">✓月100時間未満✓2～6か月平均80時間以内とする規制は適用されません。 |
| 自動車運転の業務 | 上限規制は適用されません。 | <ul style="list-style-type: none">・特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が年960時間となります。・時間外労働と休日労働の合計について、<ul style="list-style-type: none">✓月100時間未満✓2～6か月平均80時間以内とする規制は適用されません。・時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月までとする規制は適用されません。 |
| 医師 | | <ul style="list-style-type: none">・特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外・休日労働の上限が最大1,860時間となります。・時間外労働と休日労働の合計について、<ul style="list-style-type: none">✓2～6か月平均80時間以内とする規制は適用されません。 |
| 鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業 | 時間外労働と休日労働の合計について <ul style="list-style-type: none">✓月100時間未満✓2～6か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。 | 上限規制がすべて適用されます。 |

- ・新技術・新商品等の研究開発業務については、上限規制の適用が除外される

- 1年単位の変形労働時間制等の労働時間制度の適正な運用の確保

- 勤務間インターバル制度の導入促進

- 年次有給休暇の取得促進

- ・年5日の年次有給休暇の確実な取得等
- ・年次有給休暇取得日数等の管理等
- ・年次有給休暇の取得促進に向けた機運の醸成
- ・年次有給休暇の取得に伴う不利益取扱いの禁止
- ・長期休暇制度の導入促進

詳細資料

労働時間等設定改善法及び労働時間等見直しガイドラインの概要

労働時間等の設定の改善

- 労働時間・始業・終業の時刻、休日数、年次有給休暇の時季、深夜業の回数、終業から始業までの時間等の労働時間等に関する事項の設定を、労働者の健康と生活に配慮するとともに、多様な働き方に対応したものへ改善すること
- 事業主は、労働時間等の設定の改善を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。また、他の事業主との取引に当たっては、短い期限の設定を行わないことや、発注内容の頻繁な変更を行わないこと、他の事業主の労働時間設定改善を阻害する取引条件を付けないこと等の配慮に努めなければならない。
- 国は、事業主等に対し援助等を行うとともに、必要な施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない

労働時間等設定改善指針の策定

事業主等が労働時間等の設定を改善するという努力義務に適切に対応できるよう、定めるもの
(具体的な取組を記載する上で参考となる事項も規定)

労働時間等設定改善委員会/労働時間等設定改善企業委員会

- 労使間の話し合いの機会を整備するために設置（努力義務）
- 一定の要件を充たす委員会には、労使協定代替効果、届出免除といった労働基準法の適用の特例

労働時間等設定改善実施計画

2以上の事業主が共同して作成し、大臣承認を受けた場合、内容の独禁法違反の有無を関係大臣が公正取引委員会と調整

労働時間等設定改善指針（主な内容）

- 経営者自らが主導して、職場風土改革のための意識改革等に努めることが重要
- 「仕事と生活の調和と推進のための行動指針」で定められた社会全体の目標の内容も踏まえ、各企業の実情に応じて仕事と生活の調和の実現に向けて計画的に取り組むことが必要
(社会全体の目標値)
 - 過労労働時間60時間以上の雇用者の割合を2020年までに5割減
 - 「年次有給休暇取得率を2020年までに70%に引き上げる」など

[仕事と生活の調和の実現のために重要な取組]

- 労使間の話し合いの機会の整備
 - 労働時間等設定改善委員会をはじめとする労使間の話し合いの機会の整備等
- 年次有給休暇を取得しやすい環境の整備
 - 年次有給休暇管理制度の活用
 - 計画的な年次有給休暇の取得、年次有給休暇の連続取得
 - 年次有給休暇の時間単位付与制度等の検討
 - 転職が不利にならない等のための年次有給休暇付与への配慮
 - 子供の学校休業日に合わせた年次有給休暇取得への配慮 等
- 時間外・休日労働の削減
 - 「ノーワークデー」、「一週労働カウント」の導入・拡充
 - 時間外労働の上限規制導入を踏まえた長時間労働の抑制
 - テレワークの活用、深夜業の回数制限、勤務間インターバル、朝型の働き方の検討 等
- 労働者各人の健康と生活への配慮
 - 特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者
 - 育児・介護を行っている労働者
 - 公民権の行使等を行う労働者
 - 単身赴任中の労働者
 - 自発的な職業能力開発を行なう労働者
 - 地域活動等を行う労働者 等への配慮
- 他の事業者との取引上の配慮
 - 納期の適正化、頻繁な発注変更の抑制、発注方法の改善 等

詳細データ① 主要6か国における労働者1人平均年間総労働時間の推移

(時間)

| 年 | 日本 | アメリカ | イギリス | カナダ | ドイツ | フランス |
|------|------|------|------|------|------|------|
| 2010 | 1754 | 1779 | 1471 | 1718 | 1350 | 1439 |
| 2011 | 1747 | 1788 | 1482 | 1718 | 1354 | 1445 |
| 2012 | 1765 | 1789 | 1501 | 1726 | 1336 | 1440 |
| 2013 | 1746 | 1787 | 1505 | 1721 | 1327 | 1427 |
| 2014 | 1741 | 1788 | 1512 | 1718 | 1334 | 1422 |
| 2015 | 1734 | 1788 | 1496 | 1718 | 1337 | 1422 |
| 2016 | 1724 | 1785 | 1513 | 1714 | 1334 | 1428 |
| 2017 | 1720 | 1783 | 1509 | 1705 | 1331 | 1416 |
| 2018 | 1706 | 1788 | 1510 | 1721 | 1332 | 1424 |
| 2019 | 1669 | 1784 | 1513 | 1703 | 1330 | 1421 |
| 2020 | 1621 | 1784 | 1368 | 1668 | 1284 | 1320 |

資料：OECD Database (<http://stats.oecd.org>) “Average annual hours actually worked per worker [Dependent employment]” 2022年4月現在

- (注)
- 調査対象となる労働者にはパートタイム労働者を含み、自営業者は除く。
 - 日本は事業所規模5人以上の労働時間。日本以外の国については事業所規模の区別はない。
 - フランスのデータの2015年は推計値。
 - 各国によって母集団等データの取り方に差異があることに留意。

詳細データ② 年次有給休暇の取得状況¹⁾

| 年・企業規模・産業 | 1人平均付与日数 ²⁾ | 1人平均取得日数 ³⁾ | 取得率 ⁴⁾ |
|-------------------|------------------------|------------------------|-------------------|
| 令和4年 | 17.6 | 10.3 | 58.3 |
| 令和3年 | 17.9 | 10.1 | 56.6 |
| 令和2年 | 18.0 | 10.1 | 56.3 |
| 平成31年 | 18.0 | 9.4 | 52.4 |
| 平成30年 | 18.2 | 9.3 | 51.1 |
| | | | |
| 令和4年調査計 | | | |
| 1,000人以上 | 18.5 | 11.7 | 63.2 |
| 300～999人 | 17.8 | 10.2 | 57.5 |
| 100～299人 | 17.1 | 9.5 | 55.3 |
| 30～99人 | 16.7 | 8.9 | 53.5 |
| | | | |
| 令和4年 | | | |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 18.1 | 10.5 | 58.0 |
| 建設業 | 17.8 | 9.5 | 53.2 |
| 製造業 | 18.6 | 11.7 | 62.6 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 19.3 | 13.8 | 71.4 |
| 情報通信業 | 18.6 | 11.7 | 63.2 |
| 運輸業、郵便業 | 17.4 | 10.4 | 59.5 |
| 卸売業、小売業 | 17.5 | 8.7 | 49.5 |
| 金融業、保険業 | 19.8 | 11.2 | 56.8 |
| 不動産業、物品販賣業 | 17.2 | 9.5 | 55.5 |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 19.0 | 11.5 | 60.7 |
| 宿泊業、飲食サービス業 | 14.8 | 6.6 | 44.3 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 15.8 | 8.4 | 53.2 |
| 教育、学習支援業 | 18.0 | 9.0 | 50.1 |
| 医療、福祉 | 16.4 | 9.9 | 60.3 |
| 複合サービス事業 | 19.6 | 14.2 | 72.4 |
| サービス業(他に分類されないもの) | 16.0 | 9.8 | 61.3 |

資料：厚生労働省政策統括官付賃金福祉統計室「就労条件総合調査」

(注) 1) 表中の年は、調査実施年であり、調査対象期間は前年（又は前々年の会計年度）である。

2)「付与日数」には、繰越日数を除く。

3)「取得日数」は、1年間に実際に取得した日数である。

4)「取得率」は、(取得日数計／付与日数計) ×100 (%) である。

賃金対策

概要

最低賃金制度の概要

1 最低賃金制度とは

最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度である。

仮に最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは最低賃金法により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものがみなされる。また、地域別最低賃金額以上の賃金を支払わなかった場合には、50万円以下の罰金が適用される。

2 最低賃金の種類

最低賃金には、産業や職種に関わりなく都道府県内で働くすべての労働者と使用者に適用される「地域別最低賃金」と、特定の産業（電気機械器具製造業、自動車小売業等）の基幹的労働者を対象に、地域別最低賃金よりも高い金額水準で定められる「特定最低賃金」の2種類が設定されている。

3 最低賃金との比較

支払われる賃金と最低賃金額を次の方法により比較を行う。ただし、支払われる賃金のうち、①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）、②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）、③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）、④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）、⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）、⑥精勤手当、通勤手当及び家族手当は、最低賃金額との比較に当たって算入しないこととされている。

- (1) 時間給の場合：時間給 \geq 最低賃金額（時間額）
- (2) 日給の場合：日給 \div 1日平均所定労働時間 \geq 最低賃金額（時間額）
- (3) 月給の場合：月給 \div 1か月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額（時間額）
- (4) 上記(1), (2), (3)の組み合わせの場合：例えば、基本給が日給制で各手当（職務手当など）が月給制の場合は、それぞれ(2), (3)の式により時間額に換算し、それらを合計したものを最低賃金額（時間額）と比較します。

詳細データ① 地域別最低賃金の全国一覧

| | 30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|--------------|-------|------------|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|------------|
| | 最低賃金額 | 発効年月日 | 最低賃金額 | 発効年月日 | 最低賃金額 | 発効年月日 | 最低賃金額 | 発効年月日 | 最低賃金額 | 発効年月日 |
| 全国加重平均額(時間額) | 874 | | 901 | | 902 | | 930 | | 961 | |
| 北海道 | 835 | 平成30年10月1日 | 861 | 令和元年10月3日 | 861 | — | 889 | 令和3年10月1日 | 920 | 令和4年10月2日 |
| 青森 | 762 | 平成30年10月4日 | 790 | 令和元年10月4日 | 793 | 令和2年10月3日 | 822 | 令和3年10月6日 | 853 | 令和4年10月5日 |
| 岩手 | 762 | 平成30年10月1日 | 790 | 令和元年10月4日 | 793 | 令和2年10月3日 | 821 | 令和3年10月2日 | 854 | 令和4年10月20日 |
| 宮城 | 798 | 平成30年10月1日 | 824 | 令和元年10月1日 | 825 | 令和2年10月1日 | 853 | 令和3年10月1日 | 883 | 令和4年10月1日 |
| 秋田 | 762 | 平成30年10月1日 | 790 | 令和元年10月3日 | 792 | 令和2年10月1日 | 822 | 令和3年10月1日 | 853 | 令和4年10月1日 |
| 山形 | 763 | 平成30年10月1日 | 790 | 令和元年10月1日 | 793 | 令和2年10月3日 | 822 | 令和3年10月2日 | 854 | 令和4年10月6日 |
| 福島 | 772 | 平成30年10月1日 | 798 | 令和元年10月1日 | 800 | 令和2年10月2日 | 828 | 令和3年10月1日 | 858 | 令和4年10月6日 |
| 茨城 | 822 | 平成30年10月1日 | 849 | 令和元年10月1日 | 851 | 令和2年10月1日 | 879 | 令和3年10月1日 | 911 | 令和4年10月1日 |
| 栃木 | 826 | 平成30年10月1日 | 853 | 令和元年10月1日 | 854 | 令和2年10月1日 | 882 | 令和3年10月1日 | 913 | 令和4年10月1日 |
| 群馬 | 809 | 平成30年10月6日 | 835 | 令和元年10月6日 | 837 | 令和2年10月3日 | 865 | 令和3年10月2日 | 895 | 令和4年10月8日 |
| 埼玉 | 898 | 平成30年10月1日 | 926 | 令和元年10月1日 | 928 | 令和2年10月1日 | 956 | 令和3年10月1日 | 987 | 令和4年10月1日 |
| 千葉 | 895 | 平成30年10月1日 | 923 | 令和元年10月1日 | 925 | 令和2年10月1日 | 953 | 令和3年10月1日 | 984 | 令和4年10月1日 |
| 東京 | 985 | 平成30年10月1日 | 1013 | 令和元年10月1日 | 1013 | — | 1041 | 令和3年10月1日 | 1072 | 令和4年10月1日 |
| 神奈川 | 983 | 平成30年10月1日 | 1011 | 令和元年10月1日 | 1012 | 令和2年10月1日 | 1040 | 令和3年10月1日 | 1071 | 令和4年10月1日 |
| 新潟 | 803 | 平成30年10月1日 | 830 | 令和元年10月6日 | 831 | 令和2年10月1日 | 859 | 令和3年10月1日 | 890 | 令和4年10月1日 |
| 富山 | 821 | 平成30年10月1日 | 848 | 令和元年10月1日 | 849 | 令和2年10月1日 | 877 | 令和3年10月1日 | 908 | 令和4年10月1日 |
| 石川 | 806 | 平成30年10月1日 | 832 | 令和元年10月2日 | 833 | 令和2年10月7日 | 861 | 令和3年10月7日 | 891 | 令和4年10月8日 |
| 福井 | 803 | 平成30年10月1日 | 829 | 令和元年10月4日 | 830 | 令和2年10月2日 | 858 | 令和3年10月1日 | 888 | 令和4年10月2日 |
| 山梨 | 810 | 平成30年10月3日 | 837 | 令和元年10月1日 | 838 | 令和2年10月8日 | 866 | 令和3年10月1日 | 898 | 令和4年10月20日 |
| 長野 | 821 | 平成30年10月1日 | 848 | 令和元年10月4日 | 849 | 令和2年10月1日 | 877 | 令和3年10月1日 | 908 | 令和4年10月1日 |
| 岐阜 | 825 | 平成30年10月1日 | 851 | 令和元年10月1日 | 852 | 令和2年10月1日 | 880 | 令和3年10月1日 | 910 | 令和4年10月1日 |
| 静岡 | 858 | 平成30年10月3日 | 885 | 令和元年10月4日 | 885 | — | 913 | 令和3年10月2日 | 944 | 令和4年10月5日 |
| 愛知 | 898 | 平成30年10月1日 | 926 | 令和元年10月1日 | 927 | 令和2年10月1日 | 955 | 令和3年10月1日 | 986 | 令和4年10月1日 |
| 三重 | 846 | 平成30年10月1日 | 873 | 令和元年10月1日 | 874 | 令和2年10月1日 | 902 | 令和3年10月1日 | 933 | 令和4年10月1日 |
| 滋賀 | 839 | 平成30年10月1日 | 866 | 令和元年10月3日 | 868 | 令和2年10月1日 | 896 | 令和3年10月1日 | 927 | 令和4年10月6日 |
| 京都 | 882 | 平成30年10月1日 | 909 | 令和元年10月1日 | 909 | — | 937 | 令和3年10月1日 | 968 | 令和4年10月9日 |
| 大阪 | 936 | 平成30年10月1日 | 964 | 令和元年10月1日 | 964 | — | 992 | 令和3年10月1日 | 1023 | 令和4年10月1日 |
| 兵庫 | 871 | 平成30年10月1日 | 899 | 令和元年10月1日 | 900 | 令和2年10月1日 | 928 | 令和3年10月1日 | 960 | 令和4年10月1日 |
| 奈良 | 811 | 平成30年10月4日 | 837 | 令和元年10月6日 | 838 | 令和2年10月1日 | 866 | 令和3年10月1日 | 896 | 令和4年10月1日 |
| 和歌山 | 803 | 平成30年10月1日 | 830 | 令和元年10月1日 | 831 | 令和2年10月1日 | 859 | 令和3年10月1日 | 889 | 令和4年10月1日 |
| 鳥取 | 762 | 平成30年10月5日 | 790 | 令和元年10月5日 | 792 | 令和2年10月2日 | 821 | 令和3年10月6日 | 854 | 令和4年10月6日 |
| 島根 | 764 | 平成30年10月1日 | 790 | 令和元年10月1日 | 792 | 令和2年10月1日 | 824 | 令和3年10月2日 | 857 | 令和4年10月5日 |
| 岡山 | 807 | 平成30年10月3日 | 833 | 令和元年10月2日 | 834 | 令和2年10月1日 | 862 | 令和3年10月2日 | 892 | 令和4年10月1日 |
| 広島 | 844 | 平成30年10月1日 | 871 | 令和元年10月1日 | 871 | — | 899 | 令和3年10月1日 | 930 | 令和4年10月1日 |
| 山口 | 802 | 平成30年10月1日 | 829 | 令和元年10月5日 | 829 | — | 857 | 令和3年10月1日 | 888 | 令和4年10月13日 |
| 徳島 | 766 | 平成30年10月1日 | 793 | 令和元年10月1日 | 796 | 令和2年10月3日 | 824 | 令和3年10月1日 | 855 | 令和4年10月6日 |
| 香川 | 792 | 平成30年10月1日 | 818 | 令和元年10月1日 | 820 | 令和2年10月1日 | 848 | 令和3年10月1日 | 878 | 令和4年10月1日 |
| 愛媛 | 764 | 平成30年10月1日 | 790 | 令和元年10月1日 | 793 | 令和2年10月3日 | 821 | 令和3年10月1日 | 853 | 令和4年10月5日 |
| 高知 | 762 | 平成30年10月5日 | 790 | 令和元年10月5日 | 792 | 令和2年10月3日 | 820 | 令和3年10月2日 | 853 | 令和4年10月9日 |
| 福岡 | 814 | 平成30年10月1日 | 841 | 令和元年10月1日 | 842 | 令和2年10月1日 | 870 | 令和3年10月1日 | 900 | 令和4年10月8日 |
| 佐賀 | 762 | 平成30年10月4日 | 790 | 令和元年10月4日 | 792 | 令和2年10月2日 | 821 | 令和3年10月6日 | 853 | 令和4年10月2日 |
| 長崎 | 762 | 平成30年10月6日 | 790 | 令和元年10月3日 | 793 | 令和2年10月3日 | 821 | 令和3年10月2日 | 853 | 令和4年10月8日 |
| 熊本 | 762 | 平成30年10月1日 | 790 | 令和元年10月1日 | 793 | 令和2年10月1日 | 821 | 令和3年10月1日 | 853 | 令和4年10月1日 |
| 大分 | 762 | 平成30年10月1日 | 790 | 令和元年10月1日 | 792 | 令和2年10月1日 | 822 | 令和3年10月6日 | 854 | 令和4年10月5日 |
| 宮崎 | 762 | 平成30年10月5日 | 790 | 令和元年10月4日 | 793 | 令和2年10月3日 | 821 | 令和3年10月6日 | 853 | 令和4年10月6日 |
| 鹿児島 | 761 | 平成30年10月1日 | 790 | 令和元年10月3日 | 793 | 令和2年10月3日 | 821 | 令和3年10月2日 | 853 | 令和4年10月6日 |
| 沖縄 | 762 | 平成30年10月3日 | 790 | 令和元年10月3日 | 792 | 令和2年10月3日 | 820 | 令和3年10月8日 | 853 | 令和4年10月6日 |

詳細データ② 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

監督指導結果の推移（平成16～令和4年、全国計）

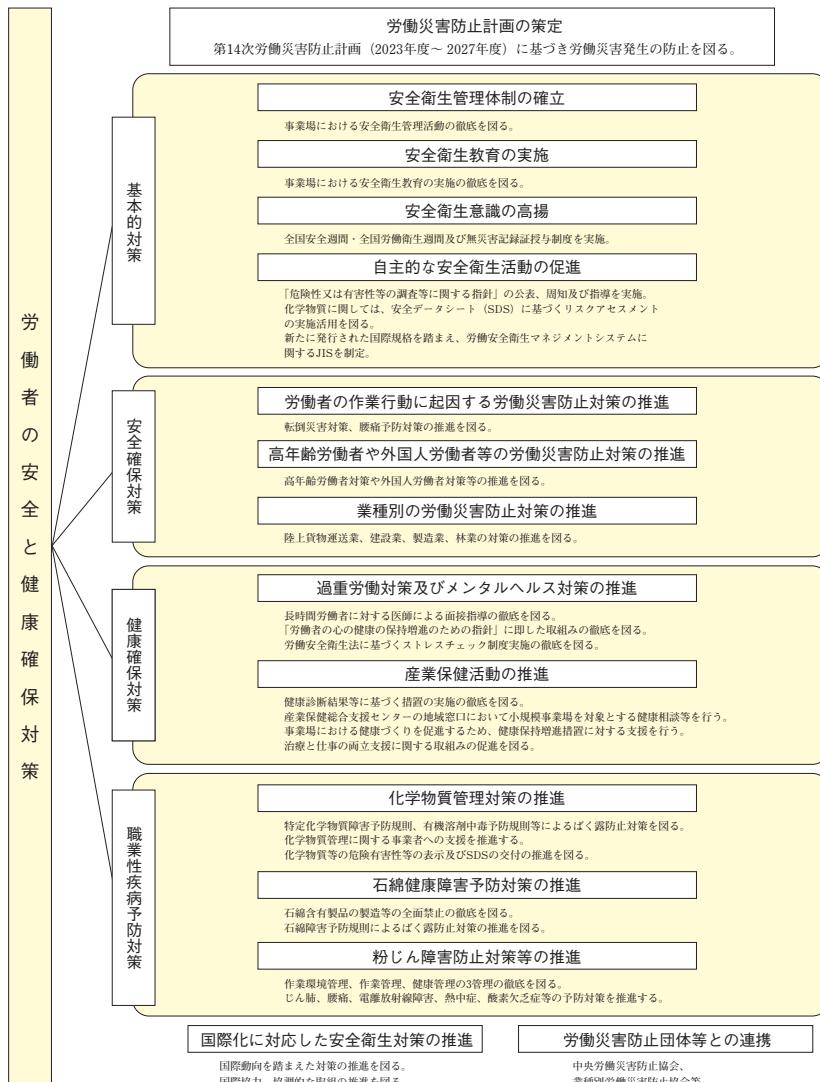
| 年 | 法違反の状況 | | | 法違反事業場の認識状況（%） | | | 最賃未満労働者の状況 | | |
|----|----------|--------------|--------|----------------|----------------------------|-----------------|--------------|------------|------------------|
| | 監督実施事業場数 | 最賃支払義務違反事業場数 | 違反率（%） | 適用される最賃額を知っている | 金額は知らないが、最賃が適用されることを知らなかった | 最賃が適用されることを知らない | 監督実施事業場の労働者数 | 最低賃金未満労働者数 | 最低賃金未満労働者数の比率（%） |
| 16 | 12,337 件 | 678 件 | 5.5 % | 30.2 % | 53.1 % | 16.7 % | 178,757 人 | 2,321 人 | 1.3 % |
| 17 | 11,820 | 753 | 6.4 | 30.9 | 50.5 | 18.6 | 177,086 | 2,087 | 1.2 |
| 18 | 10,700 | 731 | 6.8 | 32.6 | 51.8 | 15.6 | 149,523 | 2,376 | 1.6 |
| 19 | 20,362 | 1,399 | 6.9 | 33.4 | 56.0 | 10.7 | 299,402 | 4,241 | 1.4 |
| 20 | 19,550 | 1,318 | 6.7 | 34.7 | 56.5 | 8.8 | 310,782 | 4,081 | 1.3 |
| 21 | 9,743 | 833 | 8.5 | 32.5 | 59.7 | 7.8 | 150,126 | 3,393 | 2.3 |
| 22 | 13,559 | 1,055 | 7.8 | 34.2 | 57.6 | 8.2 | 192,080 | 3,482 | 1.8 |
| 23 | 14,298 | 1,481 | 10.4 | 41.3 | 51.8 | 6.9 | 201,362 | 5,275 | 2.6 |
| 24 | 13,644 | 1,139 | 8.3 | 36.9 | 55.4 | 7.7 | 185,260 | 4,056 | 2.2 |
| 25 | 13,946 | 1,343 | 9.6 | 40.9 | 50.7 | 8.4 | 190,386 | 4,079 | 2.1 |
| 26 | 13,975 | 1,491 | 10.7 | 39.6 | 51.5 | 8.9 | 182,548 | 5,716 | 3.1 |
| 27 | 13,295 | 1,545 | 11.6 | 40.1 | 52.2 | 7.6 | 161,377 | 5,262 | 3.1 |
| 28 | 12,925 | 1,715 | 13.3 | 39.4 | 51.7 | 8.9 | 166,570 | 5,590 | 3.4 |
| 29 | 15,413 | 2,166 | 14.1 | 41.8 | 52.3 | 5.9 | 196,039 | 6,853 | 3.5 |
| 30 | 15,602 | 1,985 | 12.7 | 47.3 | 48.2 | 4.6 | 195,606 | 6,386 | 3.3 |
| R1 | 15,671 | 2,145 | 13.7 | 52.4 | 42.6 | 5.0 | 198,108 | 7,213 | 3.6 |
| R2 | 15,600 | 2,080 | 13.3 | 55.9 | 38.6 | 5.5 | 185,239 | 5,910 | 3.2 |
| R3 | 9308（※） | 751 | 8.1 | 53.0 | 41.0 | 6.0 | 96,730 | 1,680 | 1.7 |
| R4 | 14,965 | 1,607 | 10.7 | 56.2 | 36.7 | 7.1 | 164,525 | 4,389 | 2.7 |

(注) 各年とも1～3月の結果である。

(※) 令和3年は、緊急事態宣言等が発出されたことに伴い、申告や労働者からの相談等に基づく事案など緊急性があると考えられるものを除き、上記監督の実施を一部延期した。

労働者の安全と健康を確保するための施策

詳細資料① 安全衛生施策の体系



詳細資料② 第14次労働災害防止計画 アウトプット指標とアウトカム指標

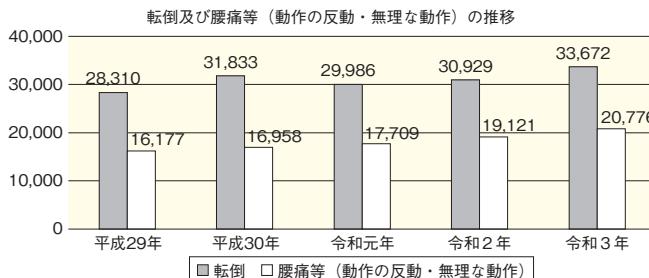
| アウトプット指標（新設） | アウトカム指標 |
|--|---|
| <p>（ア）労働者（中高年齢の女性を中心）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進（重点対策②）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 ■ 卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。 ■ 卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。 ■ 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。 <p>（イ）高年齢労働者の労働災害防止対策の推進（重点対策③）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 <p>（ウ）多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進（重点対策④）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 <p>（エ）業種別の労働災害防止対策の推進（重点対策⑤）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインに基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。 ■ 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。 ■ 機械による「はまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。 ■ 「フェンサーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 | <p>■ 増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。</p> <p>■ 転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。</p> <p>■ 増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。</p> <p>■ 増加が見込まれる60歳代以上の死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。</p> <p>■ 外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに労働者全体の平均以下とする。</p> <p>■ 陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。</p> <p>■ 建設業における死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。</p> <p>■ 製造業における機械による「はまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。</p> <p>■ 林業における死者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、労働災害の大幅な削減に向けて取り組み、2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。</p> |
| <p>アウトプット指標（新設）</p> <p>（オ）労働者の健康確保対策の推進（重点対策⑦）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。 ■ 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。 ■ メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を2027年までに80%以上とする。 ■ 使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。 ■ 各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。 <p>（カ）化学物質等による健康障害防止対策の推進（重点対策⑧）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・安全データシート（SDS）の交付の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。 ■ 労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。 ■ 热中症災害防止のために暑さ指数を押し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。 | <p>アウトカム指標</p> <p>■ 過労働時間40時間以上である雇用者のうち、過労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。</p> <p>■ 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。</p> <p>■ 化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発又は火災によるもの）の件数を第13次労働災害防止計画期間と比較して、5%以上減少させる。</p> <p>■ 増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率^①を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。</p> <p><small>※当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したもの</small></p> |
| <p>上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、労働災害全体としては、少なくとも以下のとおりの結果が期待される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡災害については、2022年と比較して、2027年までに5%以上減少する。 ・死傷災害については、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年と比較して2027年までに減少に転ずる。 | |

詳細資料③ 職場における安全対策

労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、職場における安全対策を推進しています。

1. 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

産業構造の変化や働き方の多様化等の影響により、小売業及び介護施設を中心に転倒や腰痛等の労働者の作業行動を起因とする行動災害が増加傾向にあり、対策が急務となっている。このため第14次労働災害防止計画に基づいて、これらの災害の防止に資する装備や設備等の普及や、業務多忙な現場の実態を踏まえたアドバイス、動画等を活用した効率的・効果的な安全衛生教育ツールの普及、労働者の筋力・体幹等の身体機能の維持改善の取組の促進等に取り組んでいるところである。



2. 高年齢労働者、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

身体機能の低下等の影響により労働災害の発生リスクが高い高年齢労働者が安心して安全に働く職場環境づくりを推進するため、令和2年に策定した「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進めることとしている。また、外国人労働者の労働災害防止のため、効率的・効果的な安全衛生教育手法の提示や、危険の見える化のため、外国人労働者も含めた全ての労働者向けのピクトグラム安全表示の開発を促進している。

3. 業種別の労働災害防止対策の推進

近年、陸上貨物運送事業における荷役作業時の労働災害が増加しており、その対策が急務である。

また、労働災害による死亡者のうち、約3割が建設業、約2割が製造業であり、それぞれ「墜落・転落」、「はざまれ・巻き込まれ」による死亡者数が最も多くなっている。また、林業については、死亡者数は多くはないものの、労働者10万人当たりの死亡者数は産業計のものと比較し著しく多くなっている。

これらの業種については、特に重点的に労働災害防止対策に取り組む必要がある。

(1) 陸上貨物運送事業対策

・ 陸上貨物運送事業における死傷災害の約7割がトラックからの墜落・転落災害など、荷役作業時に発生していることから、トラックからの荷の積み卸し作業に係る墜落・転落防止対策の推進を図る。

(2) 建設業対策

・ 死亡災害の約4割を占める墜落・転落災害の防止のために、墜落・転落防止対策の推進を図る。

(3) 製造業対策

・ 機械による労働災害を防止するため、「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づき、製造段階（メーカー）及び使用段階（ユーザー）でのリスクアセスメントの実施促進を図る。また、技術の進展に対応して国際的な安全規格と整合を図るなど機械等の安全基準（構造規格等）を見直していく。

(4) 林業対策

・ 立木の伐倒等の際の災害が多いことから、「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」等に基づく措置の徹底を図る。

詳細資料④ 「過重労働による健康障害防止のための総合対策」の概要

(平成14年2月策定、令和2年4月最終改定)

過重労働による健康障害防止のためには、労働者が疲労を回復することができないような長時間にわたる過重労働を排除していくとともに、労働者に疲労の蓄積を生じさせないようにするために、労働者の健康管理に関する措置を適切に実施することが重要である。このため、「過重労働による健康障害を防止するための事業者が講ずべき措置」を定めるとともに、国が行う周知徹底、指導等の所要の措置をとりまとめ、これらにより過重労働による健康障害を防止することを目的とするものである。

過重労働による健康障害を防止するために事業者が講ずべき措置

(1) 時間外・休日労働時間等の削減

- 36協定締結時における「指針」等の遵守
- 労働時間の適正な把握 等

(2) 年次有給休暇の取得促進

(3) 労働時間等の設定の改善

(4) 労働者の健康管理に係る措置の徹底

- ①健康管理体制の整備、健康診断の実施等
 - ・産業医、衛生管理者、衛生推進者等の選任及びその者による健康管理の実施
 - ・衛生委員会の設置等健康管理体制の整備
 - ・健康診断及びその事後措置の確実な実施 等
- ②長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者等に対する面接指導等
 - ・医師による面接指導の実施及びその事後措置等の実施
 - ・面接指導等を実施するための手続等の整備
 - ・小規模事業場における面接指導等の実施を促進するための地域産業保健センターの活用等
- ③メンタルヘルス対策の実施
- ④過重労働による業務上の疾病を発生させた場合の原因の究明及び再発防止
- ⑤労働者の心身の状態に関する情報の取扱い

国が行う所要の措置

- 36協定における時間外・休日労働に係る適正化指導等
- 時間外・休日労働が月45時間を超えているおそれのある事業場に対しての監督指導等
- 過重労働による業務上の疾病が発生した場合の再発防止対策を徹底するための指導等

詳細資料⑤ 職場におけるメンタルヘルス対策

I 制度的枠組

1 労働安全衛生法令の措置

- (1) 労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）と面接指導を実施すること。（平成27年12月1日施行）
(2) 長時間労働者に対する医師による面接指導の際にメンタルヘルス面の確認を行うこと。
(3) 衛生委員会等において、メンタルヘルス対策の樹立に関して調査審議をすること。

2 事業者が取り組むべき措置

- (1) 労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度の創設（平成26年6月公布、平成27年12月施行）
ストレスチェック制度は、一次予防（労働者のメンタルヘルス不調の未然防止）を主な目的とし、労働者自身のストレスへの気づきを促すとともに、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげるために、以下の事項を定めている。

- 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者※1による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）※2を行わなければならないこと。
- 検査結果は、検査を実施した医師等から直接本人に通知され、あらかじめ本人の同意を得ないで、検査結果を事業者に提供してはならないこと。
- 事業者は、検査結果の通知を受けた労働者のうち、厚生労働省令で定める要件※3に該当する労働者から申出があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならないこと。
- 事業者は、申出を理由として、不利益な取扱いをしてはならないこと。
- 事業者は、面接指導の結果に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、医師の意見を聴き、その意見を勘案し、必要があると認めるときは、就業上の措置※4を講じなければならないこと。
- 厚生労働大臣は、事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表すること。

※1 ストレスチェックの実施者は、医師、保健師のほか、一定の研修を受けた歯科医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師とする。

※2 検査項目は、「職業性ストレス简易調査票」(57項目による検査)を標準的な項目とする。検査の頻度は、1年ごとに1回とする。

※3 要件は、高ストレス者であって面接指導を受ける必要があると実施者が認めた者とする。

※4 就業上の措置とは、労働者の実情を考慮し、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を行うこと。

- (2) 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」を策定（平成18年3月公示、平成27年11月改正）

指針では、事業者が講ずるメンタルヘルスケアの原則的な実施方法として、次の事項を示している。

- 1 衛生委員会等における調査審議
- 2 心の健康づくり計画の策定
- 3 4つのメンタルヘルスケアの推進
 - (1) セルフケア
 - (2) ラインによるケア
 - (3) 事業場内産業保健スタッフ等によるケア
 - (4) 事業場外資源によるケア
- 4 メンタルヘルスケアの具体的な進め方
 - (1) 教育研修・情報提供
 - (2) 職場環境等の把握と改善
 - (3) メンタルヘルス不調への気付きと対応
 - (4) 職場復帰における支援
- 5 個人情報の保護への配慮
- 6 心の健康に関する情報を理由とした不利益な取扱いの防止
- 7 小規模事業場における取組の留意事項

※事業外資源：事業場外でメンタルヘルスケアへの支援を行う機関及び専門家をいう。

- (3) 「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」を策定（平成24年7月改訂）

- (4) 「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」を策定（令和2年7月改訂）

3 都道府県労働局、労働基準監督署による指導

事業場に対して、上記指針等に即した取組みを指導。

II 職場におけるメンタルヘルス対策促進のための国の支援措置

1 総合的支援

産業保健総合支援センターによる支援

メンタルヘルス不調の予防から早期発見と適切な対応、休業者の職場復帰に至るまで、事業者の取り組むメンタルヘルス対策に対して総合的な支援を実施

- ① 事業者からの相談対応
- ② 個別事業場に対する訪問支援（ストレスチェック制度導入支援を含む）
- ③ 職場復帰プログラムの作成支援
- ④ 管理監督者に対する教育等を実施
- ⑤ 産業保健スタッフ等に対するメンタルヘルスに関する研修等を実施

2 情報の提供

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」の開設（平成21年10月、<https://kokoro.mhlw.go.jp/>）
職場のメンタルヘルス対策に関する総合的な情報提供を行うとともに、メンタルヘルス不調、過重労働による健康障害に関する電話・メール・SNS相談窓口を設置

3 その他

独立行政法人労働者健康安全機構における団体経由産業保健活動推進助成金の支給

詳細資料⑥ 事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン等

がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝疾患、難病などの治療が必要な疾病を抱える労働者に対して、事業場において適切な就業上の措置や治療に対する配慮が行われるよう、事業場における取組をまとめたガイドラインを平成28年2月に策定（令和5年3月に改訂）。（<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001088186.pdf>）

また、ガイドラインの参考資料として主要な疾患について留意事項や企業や医療機関が情報のやりとりを行う際の参考になる「企業・医療機関連携マニュアル」を整備している。

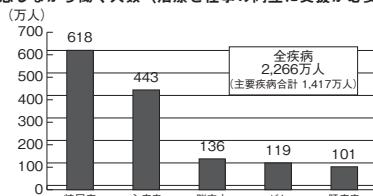
I 事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドラインの概要

背景・現状

- 治療技術の進歩により、「不治の病」から「長く付き合う病気」に変化
(例：がん5年相対生存率が向上 平成5～8年53.2% → 平成21～23年（令和2年3月調査）64.1%)
- 仕事をしながら治療を続けることが可能な状況
(例：仕事を持しながら、がんで通院している者が多数 令和元年44.8万人)
- 仕事上の理由で適切な治療を受けることができないケースがみられる
(例：糖尿病患者の約8%が通院を中断、その理由は「仕事（学業）のため、忙しいから」が最多の24%)
⇒ 疾病に罹患した労働者の治療と仕事の両立が重要な課題
- 治療と仕事の両立に悩む事業場が少なくない
(例：従業員が私傷病になった際、企業が従業員の適正配置や雇用管理等に苦慮する事業所 89.5%)
- ⇒ 事業場が参考にできるガイドラインの必要性

日本の労働人口の約3人に1人が何らかの疾病を抱えながら働いている

○ 罹患しながら働く人数（治療と仕事の両立に支援が必要な主な疾病）



出典：厚生労働省令和元年度国民生活基礎調査（各疾患については回答に重複あり）

治療と仕事の両立支援を行うための環境整備

- 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
- 労働者や管理職に対する研修等による意識啓発
- 労働者が安心して相談・申出を行える相談窓口の明確化
- 両立支援に関する制度・体制などの整備（休暇制度や勤務制度の整備、労使等の協力等）

治療と仕事の両立支援の進め方

- ① 労働者が事業者へ申出
 - ・労働者から、主治医に対して、一定の書式を用いて自らの業務内容や勤務情報等を提供
 - ・それを参考に主治医が、一定の書式を用いて現在の状況（通勤や業務遂行に影響を及ぼしうる症状等）、治療の予定、就業の可否、望ましい就業上の措置、その他配慮事項を記載した書面を作成
 - ・労働者が、主治医に作成してもらった書面を、事業者に提出
 - ② 事業者は、労働者から提出された主治医からの情報を、産業医等に提供し、就業の可否、就業上の措置、治療に対する職場での配慮に関する意見を聴取
 - ③ 事業者は就業上の措置等を決定・実施
 - ・事業者は、主治医、産業医等の意見を勘案し、労働者の意見も聴取した上で、就業の可否、就業上の措置（作業の転換等）、治療に対する配慮（通院時間の確保等）の内容を決定・実施
- ※その際には、上記の具体的な支援内容をまとめた「両立支援プラン」の作成が望ましい

II 事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドラインに基づく取組促進のための国の支援措置

1 総合的支援

- 労働者健康安全機構が窓口となり「団体経由産業保健活動推進助成金」を助成。
- 全国の産業保健総合支援センター等では、平成28年度よりガイドラインに基づく企業の取組を支援するため以下の各種支援を実施。
 - ① 治療と仕事の両立支援に関するセミナー、専門的研修を開催
 - ② 両立支援に取り組む事業場への訪問指導
 - ③ 関係者からの相談対応
 - ④ 患者（労働者）と企業との間の個別調整支援

2 情報の提供

- 企業における治療と仕事の両立支援の取組事例をまとめた「職場づくりの事例集」を作成
(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyou/0000159796.pdf>)
- 両立支援に関する情報を一元化して提供するため「治療と仕事の両立支援ナビ」を開設
(<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/>)

詳細資料⑦ 化学物質による労働災害防止対策

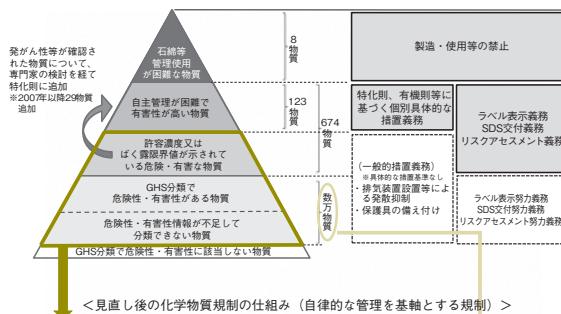
化学物質は、産業の発展や豊かな生活の実現のために大きく貢献しており、現代の社会生活には欠くことのできないものだが、有益なものである反面、危険性や有害性を持つものも多く、適切な管理が必要である。

化学物質による労働災害防止のためには、事業場で取り扱っている化学物質の危険有害性情報を的確に把握するとともに、その情報に基づき、適切にばく露防止等の措置を講じる必要があることから、厚生労働省では、

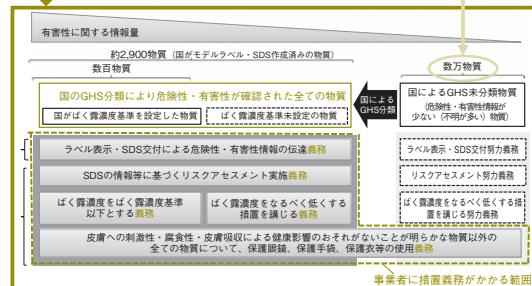
- ・化学物質の危険有害性情報が適切に伝達されるよう、容器等へのラベル表示やSDS（安全データシート）の交付等の制度整備
- ・SDS等の情報に基づく危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）の推進
- ・労働者に健康障害等を発生させるリスクが高い業務について、特定化学物質障害予防規則等の特別規則により各種の労働災害防止措置を義務付け
- ・新規化学物質の届出制度（事業者による有害性調査結果の国への届出）

等により、化学物質による労働災害の防止対策を推進している。

<これまでの化学物質規制の仕組み（特化則等による個別具体的な規制を中心とする規制）>



<見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）>



詳細資料⑧ 厚生労働省の石綿（アスベスト）対策の概要

石綿とは、アスベストとも呼ばれる天然に産出する繊維状鉱物であり、人に対する有害性として、石綿粉じんを吸入した際には、数十年の潜伏期間を経て、肺がんや中皮腫等の健康障害を生じさせることがある。

今後の被害を未然に防止するための対策

1. 石綿等の製造等の全面禁止（労働安全衛生法）

- ・「アスベスト総合対策」（平成17年12月27日アスベスト問題に関する関係閣僚会合）を踏まえ、平成18年9月1日より、例外的に製造等の禁止が猶予された製品（適用除外製品等）を除き、石綿含有製品の製造、輸入、譲渡、提供、又は使用を禁止
- ・適用除外製品等についても、代替品の安全性が確認されたものから順次、製造等を禁止し、平成24年3月1日より製造等を全面禁止

2. 建築物等解体時等の飛散防止・ばく露防止対策（石綿障害予防規則）

- ・平成17年2月に石綿障害予防規則を制定し、対策を強化 ← 従来、特定化学物質等障害予防規則で規定

〔石綿障害予防規則の概要〕

建材等の事前調査、当局に対する届出、作業場所の隔離、呼吸用保護具の使用、作業の記録の保存、健康診断の実施 等

国民の有する不安への対応

3. 退職された方に対する健康管理（労働安全衛生法に基づく健康管理手帳制度）

- ・石綿を取り扱う業務に一定期間従事した経験がある方等に対し、健康管理手帳を交付（国の費用で健康診断（半年ごとに1回））

4. 石綿ばく露作業による労災認定を受けた労働者の所属事業場などの公表

隙間のない健康被害者の救済

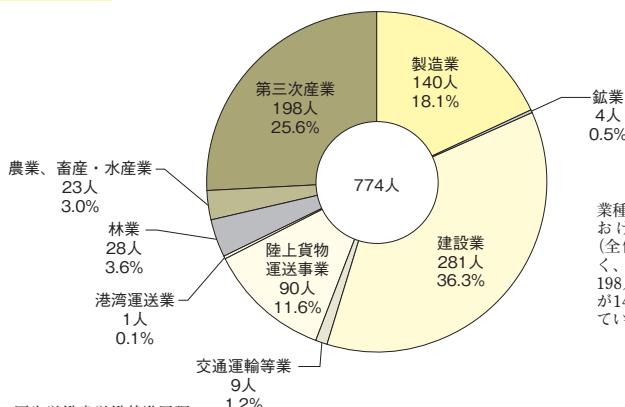
5. 労働者災害補償保険法に基づく救済

- ・石綿による業務災害にあった労働者など又はその遺族などに対する保険給付

6. 石綿健康被害救済法による救済

- ・労災保険に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が時効により消滅した方に対する特別遺族給付金の支給

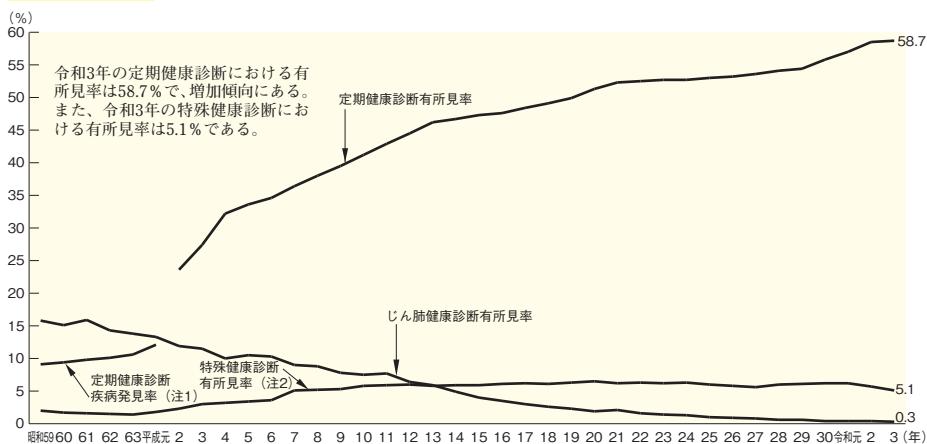
詳細データ① 業種別死亡災害発生状況（令和4年）



業種別にみると、建設業における死亡者数が281人（全体の36.3%）と最も多く、次いで第三次産業が198人（同25.6%）、製造業が140人（18.1%）となっている。

資料：厚生労働省労働基準局調べ。
(注) 新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除いたもの。

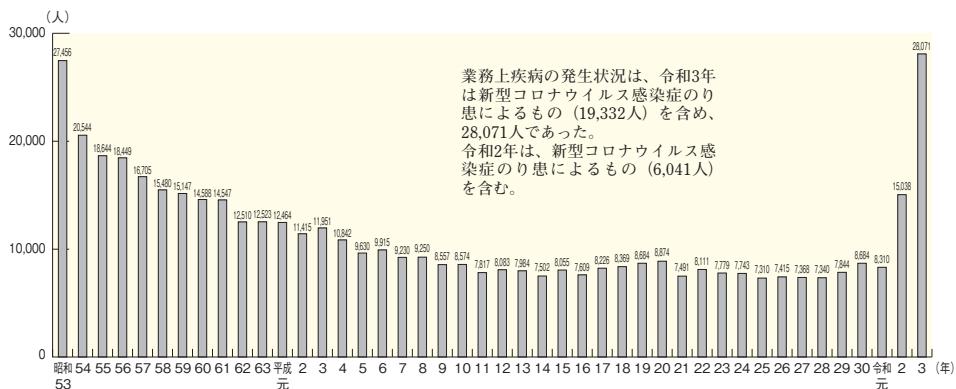
詳細データ② 年別健康診断結果



資料：厚生労働省労働基準局調べ。

(注) 1. 平成元年10月定期健康診断項目改正
2. 平成元年10月有機溶剤及び鉛健康診断項目改正
3. 平成7年特殊健診の集計方法変更
4. 平成11年1月定期健康診断項目改正

詳細データ③ 年別業務上疾病者数

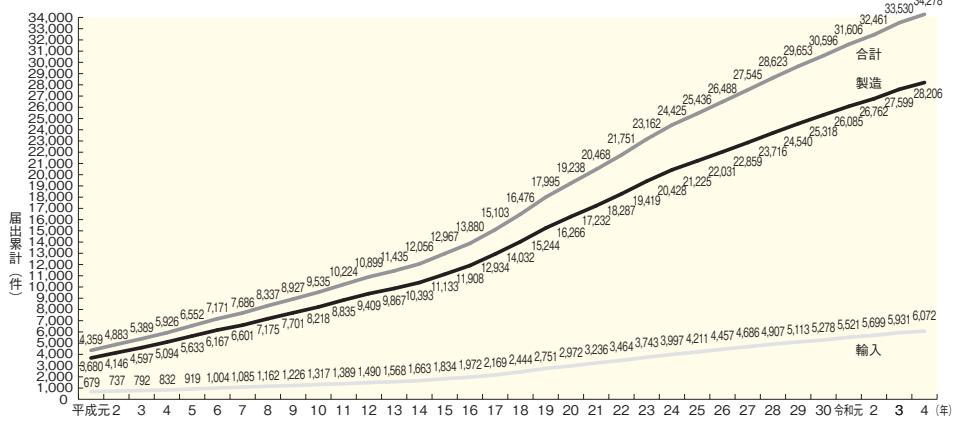


業務上疾病の発生状況は、令和3年は新型コロナウイルス感染症のり患によるもの（19,332人）を含め、28,071人であった。
令和2年は、新型コロナウイルス感染症のり患によるもの（6,041人）を含む。

資料：厚生労働省労働基準局調べ。

詳細データ④ 新規化学物質製造・輸入届出状況 年別（製造・輸入）

現在までに、わが国の産業界で使用されたことのある又は現に使用されている化学物質は、主なものだけでも数万種類を数えるといわれており、需要の多様化に伴い、毎年、新たに約1,000物質の化学物質が生み出されている。特に最近は、使用量の少ない新規の化学物質の種類が増加している。



資料：厚生労働省労働基準局調べ。

石綿による健康被害の救済

概要

石綿による健康被害の救済に関する法律の概要

目的：石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害に係る被害者等の迅速な救済を図る。

施行日：基金の創設

平成18年2月10日

救済給付・特別遺族給付金の支給

平成18年3月27日

事業者からの費用徴収

平成19年4月1日

医療費等の支給対象期間の拡大等

平成20年12月1日

指定疾患の追加（政令改正）

平成22年7月1日

特別遺族弔慰金・特別遺族給付金の請求期限の延長等

平成23年8月30日

肺がん等の判定基準の見直し

平成25年6月18日

一般拠出金率の改定（告示改正）

平成26年4月1日

特別遺族給付金の請求期限の延長、支給対象の拡大

令和4年6月17日

労災補償等による救済の対象とならない者に対する救済給付

事業者

①全事業主

※労働保険徴収システムを活用

②一定の要件に該当する事業主（石綿との関連が深い事業主）

から追加費用を徴収

国

○平成17年度補正予算により基金に拠出

○そのほか、基金創設時の事務費の全額及び平成19年度以降は事務費の1/2を負担

地方公共団体

○国の基金への費用負担の1/4に相当する金額を10年かけて拠出（H19～28年度 9.2億円/年）

石綿健康被害救済基金
(独)環境再生保全機構

判定の申出

環境大臣

中央環境審議会

判定結果の通知

意見を聞く

意見

申請・請求

認定・給付

被害者又は死亡した
被害者のご遺族

石綿に起因する指定疾患（中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺・びまん性胸膜肥厚）

救済給付

アスベストによる中皮腫や肺がん等と認定された方への給付

- ・医療費（自己負担分）
- ・療養手当（103,870円/月）
- ・葬祭料（199,000円）
- ・救済給付調整金
- ・ご遺族への給付
- ・特別遺族弔慰金（2,800,000円）・特別葬祭料（199,000円）

労災補償を受けずに死亡した労働者の遺族に対する救済措置

[特別遺族給付金の支給]

①対象者：指定疾患等により令和8年3月26日までに死亡した労働者（特別加入者を含む。）の遺族であって、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅したもの。

②給付額：特別遺族年金 原則240万円/年

※特別遺族年金の支給対象とならない遺族には一時金を支給する。

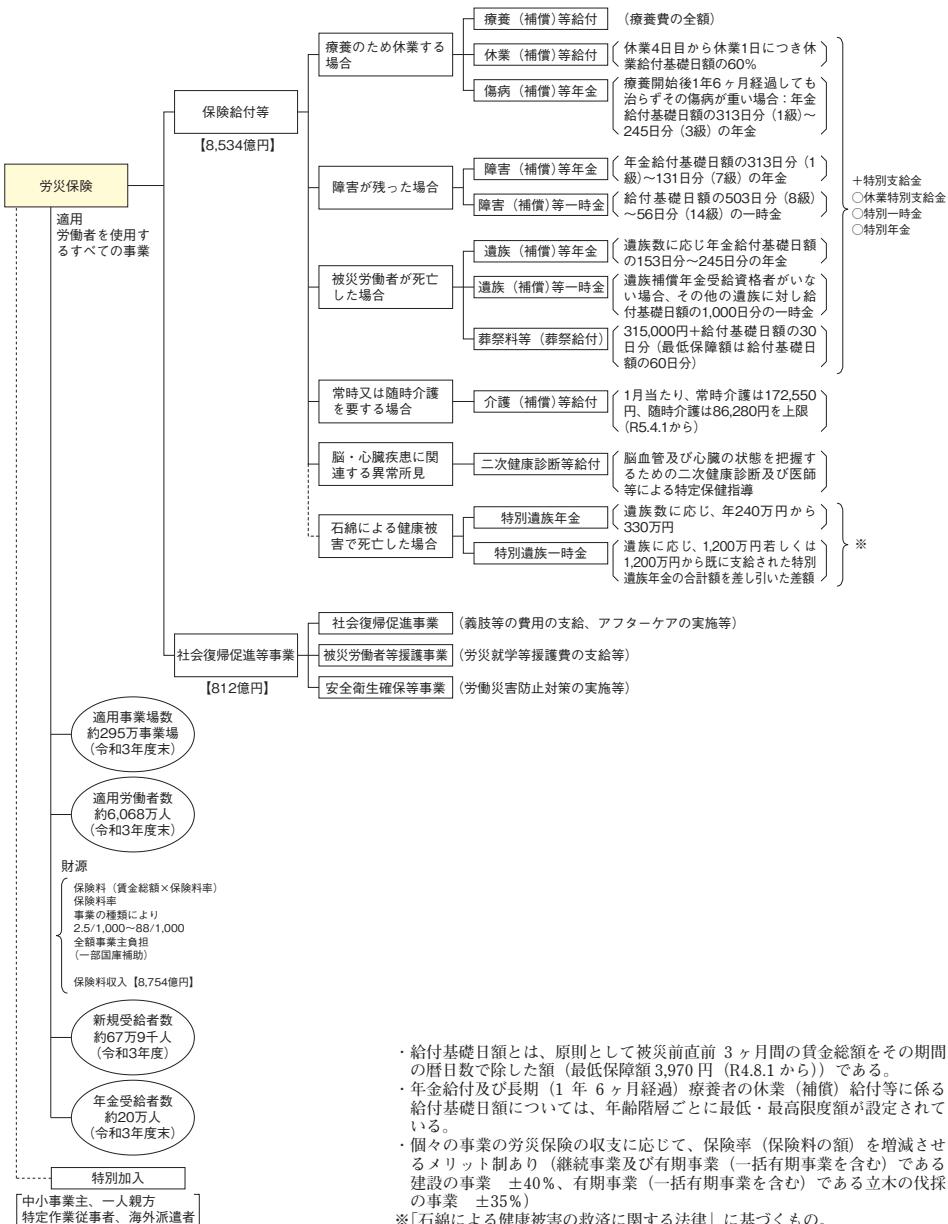
③請求期限：令和14年3月27日

④財源：労働保険特別会計労災勘定から負担する。

労働者災害補償保険制度

概要

労働者災害補償保険制度の概要（令和5年度予算額）



詳細データ

労災保険の財政状況

(単位：億円)

| 区分 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①収入 | 12,237 | 12,177 | 11,705 | 12,036 | 12,332 | 11,746 |
| うち保険料収納額 | 8,717 | 8,686 | 8,249 | 8,621 | 8,972 | 8,503 |
| うち利子収入 | 1,305 | 1,286 | 1,256 | 1,203 | 1,118 | 1,061 |
| ②支出 | 11,914 | 11,999 | 12,151 | 12,467 | 12,253 | 11,885 |
| うち保険給付費等 | 8,312 | 8,317 | 8,396 | 8,496 | 8,243 | 8,138 |
| うち社会復帰促進等事業費 | 607 | 642 | 662 | 802 | 907 | 747 |
| 決算上の収支（①-②） | 323 | 178 | △446 | △431 | 79 | △139 |
| 積立金累計額 | 78,938 | 79,117 | 78,670 | 78,239 | 78,318 | 78,180 |

- (注) 1. 労災保険の積立金は、労災年金受給者への将来の年金給付費用に充てる原資である。
 2. 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数においては合計と一致していないものがある。
 3. 「うち保険給付費等」は、保険給付費及び特別支給金の合計である。

労働保険適用徴収制度

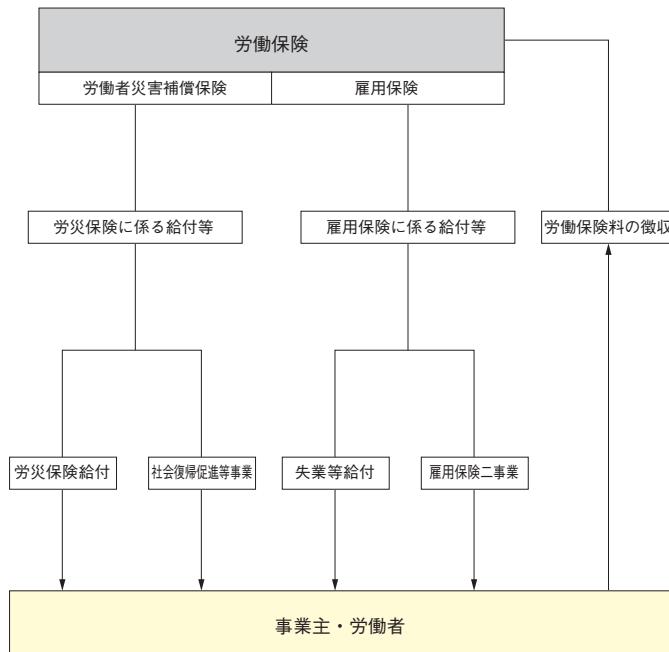
概要

労働保険適用徴収制度

[労働保険について]

労働保険とは、労働者災害補償保険（労災保険）と雇用保険とを総称した言葉であり、保険給付は両保険制度で個別に行われているが、保険料の徴収等については、両保険は労働保険として、原則的に一体のものとして取り扱われており、各事業場における賃金総額に労災保険率と雇用保険率を合わせた率を乗じて得た額を労働保険料として徴収している。

労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、労働者を一人でも雇つていれば、その事業主は成立手続を行い、労働保険料を納付しなければならないことになっている。



労働保険の適用・徴収業務

1. 労働保険とは

- 「労働保険」とは、労災保険（労働者災害補償保険）及び雇用保険を総称したもの。
 - 労働保険は、原則として、労働者を1人以上雇用するすべての事業に適用される。
- ※労働保険の適用事業数 約341万（令和3年度末）

2. 労働保険料

- 保険料は、原則として労災保険及び雇用保険一体の労働保険料として徴収。
- 保険料額は、事業主が労働者に支払う賃金の総額に保険料率を乗じて算定。

労働保険料＝事業全体の賃金総額×保険料率（労災保険率十雇用保険率）

| | |
|--------------|--|
| 労災保険率 | 事業の種類により、2.5／1,000～88／1,000 |
| 雇用保険率 | （前期＝令和4年4月1日～同年9月30日、後期＝令和4年10月1日～令和5年3月31日） |
| 一般の事業 | （前期）9.5／1,000 （後期）13.5／1,000 |
| 農林水産、清酒製造の事業 | （前期）11.5／1,000 （後期）15.5／1,000 |
| 建設の事業 | （前期）12.5／1,000 （後期）16.5／1,000 （令和4年度） |

- 労働保険料の負担は、以下のとおり。

労災保険 全額事業主負担

雇用保険 失業等給付部分は労使折半、雇用保険二事業部分は全額事業主負担

- 保険料収入：約2.6兆円、収納率：99.0%（令和3年度末）

詳細データ① 労働保険の適用状況

(単位：万)

| 年度末 区分 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-----------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 労働保険適用事業数 | 319 | 326 | 329 | 330 | 337 | 341 |
| 労災保険適用事業数 | 279 | 283 | 285 | 286 | 291 | 295 |
| 雇用保険適用事業数 | 217 | 222 | 225 | 227 | 233 | 237 |

資料：厚生労働省労働基準局調べ。

詳細データ② 労働保険料の収納状況

(単位：億円)

| 年度末 区分 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総額 | 27,557 | 24,560 | 24,873 | 25,264 | 25,649 | 26,081 |
| 労災保険分 | 8,528 | 8,686 | 8,558 | 8,621 | 8,653 | 8,506 |
| 雇用保険分 | 19,029 | 15,875 | 16,315 | 16,643 | 16,995 | 17,575 |

資料：厚生労働省労働基準局調べ。

勤労者福祉の向上

概要

勤労者財産形成促進制度の概要

勤労者財産形成促進制度（財形制度）は、昭和46年に制定された勤労者財産形成促進法（財形法）に基づいて創設され、勤労者の貯蓄や持家取得といった財産づくりのための努力に対して、国や事業主が支援、協力する制度である。

④

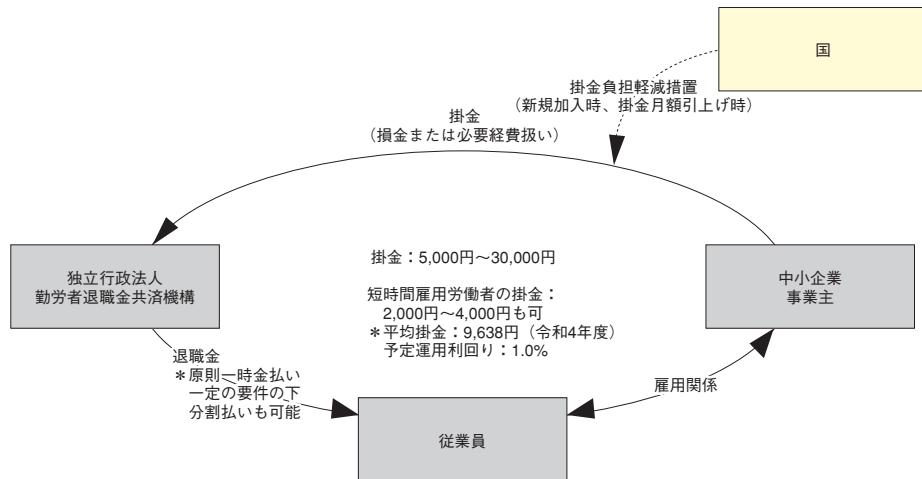


金利は令和5年4月1日現在
貯蓄・融資残高は令和4年3月31日現在

中小企業退職金共済制度

中小企業退職金共済制度は、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業について、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって退職金制度を確立し、中小企業の従業員の福祉の増進を図るとともに、中小企業の振興に寄与することを目的としている。

一般の中小企業退職金共済制度の仕組み



加入・支給実績（令和4年度）

| | 一般の中小企業 退職金共済制度 | 特定業種退職金共済制度 | | |
|----------------------|--------------------|---------------------------|---------|-----------|
| | | 建設業 | 清酒製造業 | 林業 |
| 対象者 | 主に常用労働者 | 各業種に期間を定めて雇用される労働者（期間雇用者） | | |
| 共済契約者 (事業主) 数 (件) | 379,084 | 174,575 | 1,788 | 3,262 |
| 被共済者 (労働者) 数 (人) | 3,586,864 | 2,136,969 | 4,131 | 20,751 |
| 退職金等 支給件数 (件) | 281,641 | 65,836 | 136 | 1,256 |
| 退職金等 支給金額 (千円) | 377,265,420 | 60,307,099 | 103,429 | 1,335,162 |

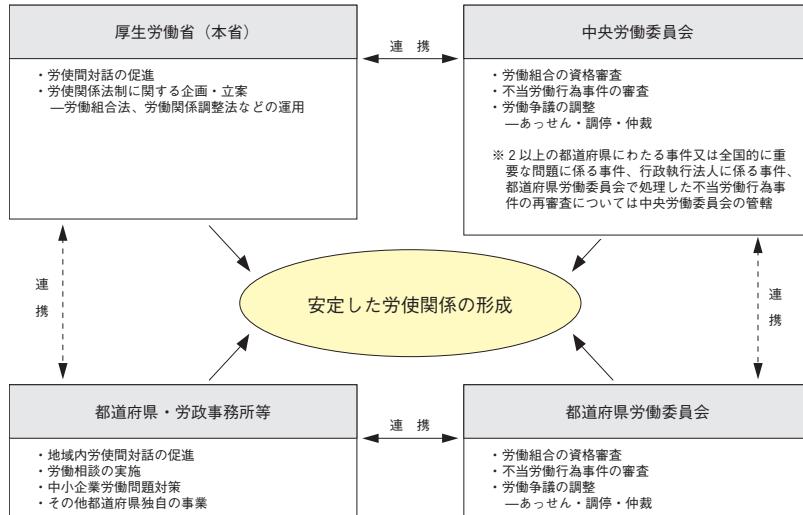
(注) 共済契約者数及び被共済者数については、令和4年度末現在の数値である。

(2) 労使関係

労使関係の安定

概要

労使関係施策の体系



④

労働条件・労使関係

詳細資料① 労働委員会制度と労働争議の調整

○ 中央労働委員会について

中央労働委員会は、労働組合法に基づいて昭和21年に設置された、国家行政組織法第3条第2項の国の行政機関の委員会の一つであり、労使紛争の処理のための中心的機関である。中央労働委員会は、公益を代表する者（公益委員）、労働者を代表する者（労働者委員）及び使用者を代表する者（使用者委員）の三者合計45名（各側15名）の委員により構成されている。

なお、地方における労使紛争処理機関としては、各都道府県の行政委員会として中央労働委員会と同様に公労使三者構成をとる都道府県労働委員会が47置かれている。

中央労働委員会は、労働組合法、労働関係調整法、行政執行法人の労働関係に関する法律等により、主として次に掲げる労使紛争処理等の権限を有する。

① 不当労働行為事件の審査

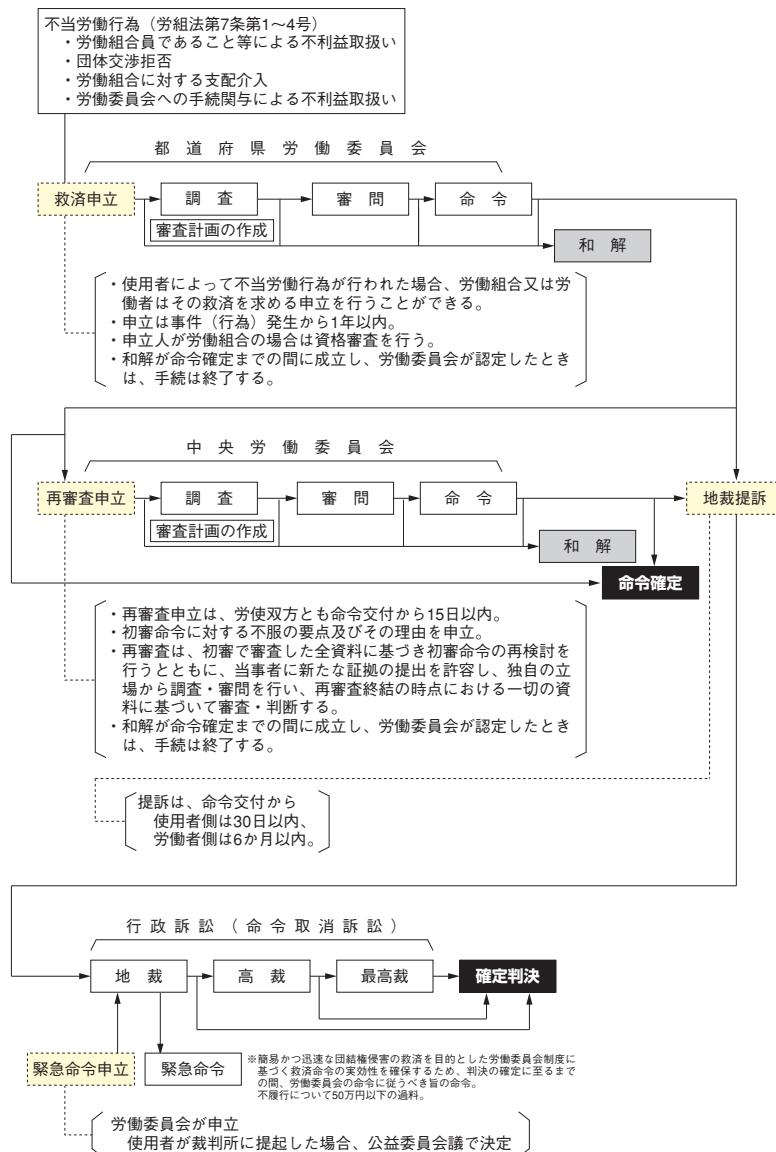
不当労働行為審査手続は、原則として二審制をとっており、中央労働委員会は、初審都道府県労働委員会の判断（救済命令）に対する当事者からの不服に係る再審査を行う。その他、中央労働委員会は、全国的に重要な事案や行政執行法人に係る不当労働行為事件についての初審（この場合は一審制）を行う。

なお、労働委員会の命令に対して、当事者は、命令の取消の訴え提起できる。

② 労働争議のあっせん、調停及び仲裁

労働関係調整法等に基づき、労働関係の当事者間において、労働争議・紛争が発生した場合に、その解決を図る。都道府県労働委員会が原則として一の都道府県における事件を処理するのに対して、中央労働委員会は二以上の都道府県にわたる事件又は全国的に重要な問題に係る事件、行政執行法人に係る事件等について処理する。

○ 不当労働行為の審査手続の概要



○ 労働争議の調整について

労働委員会が扱う労働争議・紛争の調整には、あっせん・調停・仲裁がある。中でも「あっせん」は最も利用されている調整手法である。これらの調整は原則として当事者の申請により開始される。

労働委員会の行う調整は、公正な第三者としての助言を与え、労使の自主的な歩み寄りを促すことによって解決を図ることを基本としている。

労働委員会は調整を進めていくなかで、労使当事者に対して解決案を提示することもあるが、これは受諾を強制するものではない。

ただし、仲裁については、裁定がなされると、当事者はその裁定を内容とする労働協約を締結したのと同様の効力を持つので、その裁定に拘束される。

あっせん・調停・仲裁の特徴一覧

| | あっせん | 調 停 | 仲 裁 |
|------------|--|---|--|
| 開始事由 | <ul style="list-style-type: none"> ・一方申請 ・双方申請 ・会長の職権※1 | <ul style="list-style-type: none"> ・双方申請 ・労働協約に基づく一方申請 ・公益事業及び行政執行法人に係る <ul style="list-style-type: none"> ・一方申請 ・職権に基づく委員会の決議 ・大臣※2又は知事からの請求 ・地方公営企業等に係る <ul style="list-style-type: none"> ・一方の申請により委員会が決議 ・職権に基づく委員会の決議 ・厚生労働大臣又は知事からの請求 | <ul style="list-style-type: none"> ・双方申請 ・労働協約に基づく一方申請 <p>※3</p> |
| 労働委員会の調整主体 | あっせん員 | 調停委員会 (公労使三者構成) | 仲裁委員会 (公益委員3人以上の奇数で構成※4) |
| 解決案の提示 | 提示することもある | 原則提示 | 原則提示 |
| 解決案の受諾 | 任意 | 任意 | 労働協約と同一の効力を持って当事者を拘束 |

※1 行政執行法人における労使紛争については、「委員会の決議」。

※2 公益事業の場合は「厚生労働大臣」、行政執行法人の場合は「主務大臣」。

※3 行政執行法人及び地方公営企業等における労使紛争については、あっせん又は調停開始後2か月経過後の方申請、委員会決議(あっせん又は調停を行っている事件)、大臣(行政執行法人の場合は「主務大臣」、地方公営企業等の場合は「厚生労働大臣」)からの請求による仲裁開始規定がある。

※4 行政執行法人については、担当委員全員(5人)又は3人。

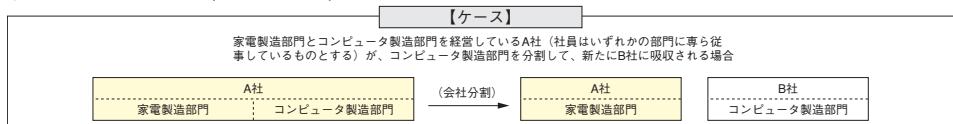
詳細資料② 企業組織再編に伴う労働問題への対応

○ 概要

企業の国際的な競争が激化した現代の社会情勢下にあって、企業が柔軟に組織の再編成ができるように、企業組織再編を促す法整備が行われてきた。例えば、独占禁止法改正による純粋持株会社の解禁(平成9年)、商法改正による会社分割制度の導入(平成13年)、会社法制定による略式組織再編制度の導入(平成18年)等が挙げられる。

会社分割制度については、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律(平成12年法律第103号)を制定し、関係省令及び指針を策定した。また、事業譲渡及び合併についても、労働者の雇用や労働条件に大きな影響を与えることも少なくないことから、平成28年に事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針(平成28年度厚生労働省告示第318号)を策定した。

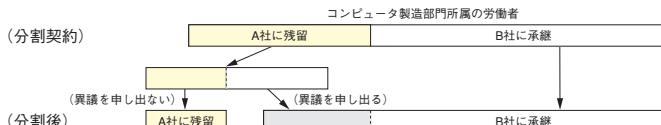
○ 会社分割の具体的な手続(吸收分割の場合)における労働者保護



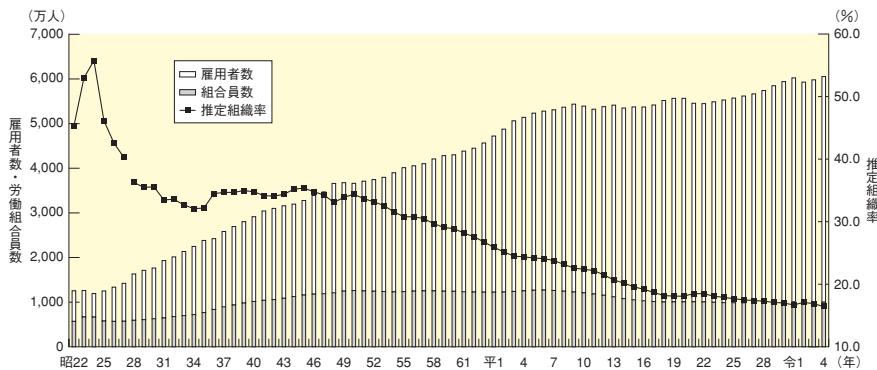
A社が会社分割をするに当たり、B社と分割契約を締結する。分割契約は、A社の労働者のうちB社に承継させる労働者の氏名がすべて特定できるよう定められ、分割契約が株主総会で承認されることにより、賃金、就業時間等を定めた労働契約は、会社分割時にA社で勤務していたときと同じ内容のままB社に承継される。

会社分割前にコンピュータ製造部門に従事していた労働者は、自分が会社分割後にA社、B社のどちらに属するか等、分割契約の定めについてA社から一定の期間内に通知を受ける。

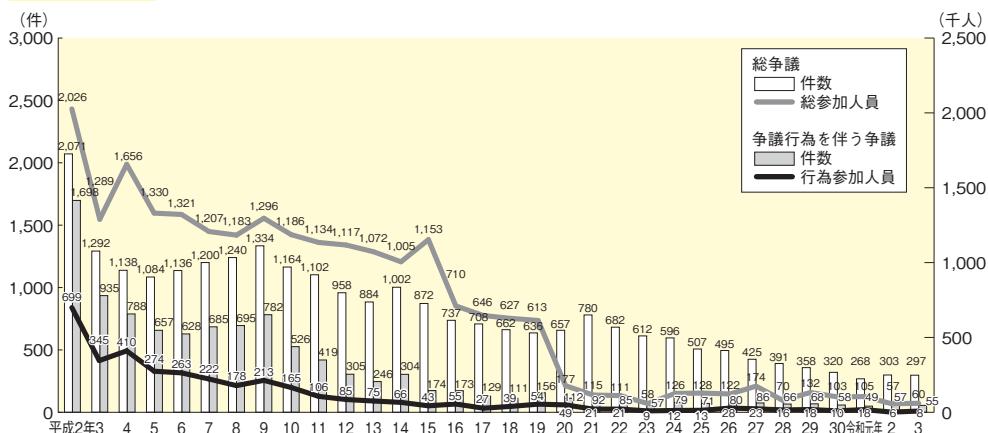
通知を受けた労働者のうち、これまで従事していたコンピュータ製造部門の仕事から切り離されてA社に残留することとされた者は、A社に対して一定の期間内に異議を申し出ることによりB社に承継され、引き続きコンピュータ製造部門の仕事をすることができる(下図の灰色網掛け部分)。



詳細データ① 労働組合の現勢



詳細データ② 争議発生件数等の推移



詳細データ③ 労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数の国際比較

労働争議件数 (件)

| 国・地域 | 2005 | 2010 | 2015 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 |
|-------------------------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 日本 ¹⁾ | 50 | 38 | 39 | 38 | 26 | 27 | 35 | 32 |
| アメリカ ²⁾ | 22 | 11 | 12 | 7 | 20 | 25 | 8 | 16 |
| カナダ ³⁾ | 260 | 174 | 237 | 191 | 173 | 128 | 66 | 186 |
| イギリス ⁴⁾ | 116 | 92 | 106 | 79 | 81 | 96 | — | — |
| ドイツ ⁵⁾ | — | 131 | 1,618 | 1,170 | 1,528 | 1,252 | 1,265 | — |
| フランス ⁶⁾ | 699 | — | — | — | — | — | — | — |
| スウェーデン ⁷⁾ | 14 | 5 | 5 | 6 | 1 | 6 | 0 | 2 |
| ロシア ⁸⁾ | 2,575 | — | 5 | 1 | 2 | 0 | 2 | — |
| 香港 ⁹⁾ | 1 | 3 | 2 | — | 5 | — | — | — |
| 韓国 ¹⁰⁾ | 287 | 86 | 105 | 101 | 134 | 141 | 105 | 141 |
| マレーシア ¹¹⁾ | 3 | 2 | — | — | — | — | — | — |
| タイ ¹²⁾ | 9 | 3 | 6 | 5 | 2 | 7 | 1 | — |
| インドネシア | 96 | 82 | 10 | — | — | — | — | — |
| フィリピン ¹³⁾ | 26 | 8 | 5 | 9 | 14 | 18 | 5 | — |
| インド ¹⁴⁾ | 456 | 429 | 150 | — | — | — | — | — |
| オーストラリア ¹⁵⁾ | 472 | — | 228 | — | 163 | 147 | — | — |
| ニュージーランド ¹⁶⁾ | 60 | 17 | 5 | 6 | 143 | 110 | — | — |

④ 労働条件・労使関係

労働争議参加人員 (千人)

| 国・地域 | 2005 | 2010 | 2015 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 |
|-------------------------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|
| 日本 ¹⁾ | 4 | 2 | 13 | 8 | 1 | 5 | 1 | 1 |
| アメリカ ²⁾ | 100 | 45 | 47 | 25 | 485 | 426 | 27 | 81 |
| カナダ ³⁾ | 199 | 58 | 429 | 206 | 86 | 46 | 624 | 290 |
| イギリス ⁴⁾ | 93 | 133 | 81 | 33 | 39 | 40 | — | — |
| ドイツ ⁵⁾ | 17 | 12 | 230 | 61 | 682 | 88 | 140 | — |
| フランス ⁶⁾ | 60 | — | — | — | — | — | — | — |
| スウェーデン ⁷⁾ | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 7 |
| ロシア ⁸⁾ | 85 | — | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | — |
| 香港 ⁹⁾ | 0 | 0 | 0 | — | — | — | — | — |
| 韓国 ¹⁰⁾ | 118 | 40 | 77 | 130 | 81 | 35 | 68 | 51 |
| マレーシア ¹¹⁾ | 1 | 0 | — | — | — | — | — | — |
| タイ ¹²⁾ | 3 | 2 | 2 | 2 | 0 | 2 | 0 | — |
| インドネシア | 57 | 2 | 4 | — | — | — | — | — |
| フィリピン ¹³⁾ | 9 | 3 | 1 | 2 | 8 | 4 | 3 | — |
| インド ¹⁴⁾ | 2,914 | 1,063 | 473 | — | — | — | — | — |
| オーストラリア ¹⁵⁾ | 241 | — | 73 | — | 58 | 53 | — | — |
| ニュージーランド ¹⁶⁾ | 18 | 6 | 2 | 0 | 11 | 52 | — | — |

労働損失日数

(千日)

| 国・地域 | 2005 | 2010 | 2015 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 |
|-------------------------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 日本 ¹⁾ | 6 | 23 | 15 | 15 | 1 | 11 | 2 | 1 |
| アメリカ ²⁾ | 1,736 | 302 | 740 | 440 | 2,815 | 3,244 | 966 | 1,552 |
| カナダ ³⁾ | 4,148 | 1,202 | 1,846 | 1,201 | 1,134 | 1,213 | 1,452 | 1,324 |
| イギリス ⁴⁾ | 224 | 365 | 170 | 276 | 273 | 206 | — | — |
| ドイツ ⁵⁾ | 19 | 25 | 1,092 | 129 | 571 | 162 | 195 | — |
| フランス ⁶⁾ | 1,997 | 3,850 | — | — | — | — | — | — |
| スウェーデン ⁷⁾ | 1 | 29 | — | 3 | 0 | 8 | 0 | — |
| ロシア ⁸⁾ | 86 | — | 10 | 0 | 1 | 0 | 1 | — |
| 香港 ⁹⁾ | 0 | 0 | 0 | — | — | — | — | — |
| 韓国 ¹⁰⁾ | 848 | 511 | 447 | 862 | 552 | 402 | 554 | 472 |
| マレーシア ¹¹⁾ | 5 | 0 | — | — | — | — | — | — |
| タイ ¹²⁾ | 46 | 50 | 88 | 62 | 3 | 52 | 2 | — |
| インドネシア | 766 | 11 | 37 | — | — | — | — | — |
| フィリピン ¹³⁾ | 123 | 34 | 5 | 25 | 161 | 147 | 143 | — |
| インド ¹⁴⁾ | 29,665 | 17,932 | 2,334 | — | — | — | — | — |
| オーストラリア ¹⁵⁾ | 228 | — | 83 | — | 106 | 64 | — | — |
| ニュージーランド ¹⁶⁾ | 30 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | — |

資料出所 日本：厚生労働省（2022.8）「労働争議統計調査（時系列表）」

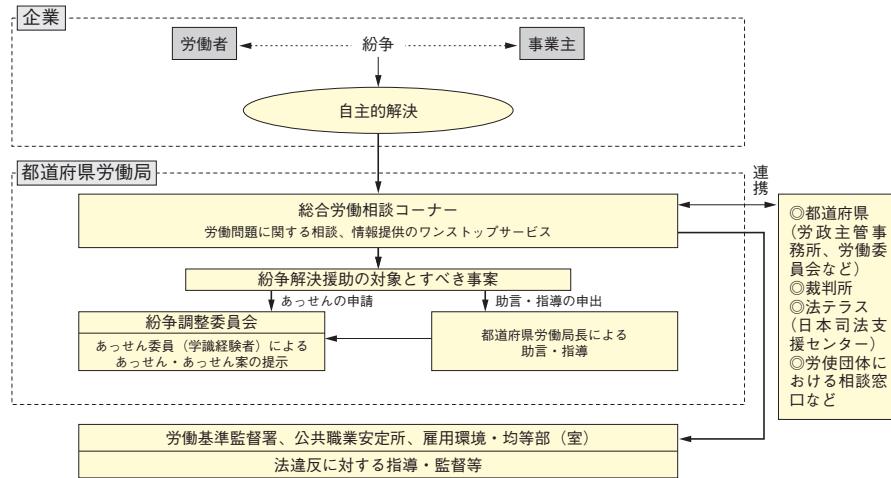
その他：ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2022年9月現在、厚生労働省「海外情勢報告」、各國政府ウェブサイト

- (注) 1) 件数は半日以上のスト（同盟罷業）及び作業所閉鎖件数。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。損失日数はスト又は作業所閉鎖により労働に従事しなかった延べ日数。
- 2) 1,000人未満の争議を除く。
- 3) 参加人員が10人以上の争議を対象。
- 4) 2005年は政治的ストを除く。2010年は1日に満たない争議を除く。2015年以降は10人未満の争議を除く。
- 5) 1日に満たない争議を除く。2018年以降はストライキのみ。
- 6) 争議件数は事業所単位。労働争議件数及び参加人員の2005年は2004年の値。2010年以降は従業員10人以上の全ての事業所が対象。
- 7) 参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 8) 2005年は半日に満たない争議を除く。2015年、2018年はストライキのみ、2017年はロックアウトのみ。2015年以降の参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 9) 2005年は公的部門、2010年以降は民間部門が対象。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。2010年はストライキのみ。
- 10) 参加人員は実際に争議に参加した労働者数。2010年以降はストライキのみ。2015年以降は8時間に満たない争議を除く。
- 11) ストライキのみ。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 12) 2018年はロックアウトのみ。2020年はストライキのみ。
- 13) 1日に満たない争議を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。2015年はストライキのみ。
- 14) 10人未満の争議を除く。2005年は政治的なストを除く。争議参加人員の2015年は暫定値。
- 15) 10日に満たない争議を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 16) 2010年以降は、5日未満の争議を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。

個別労働紛争解決制度

概要

個別労働紛争解決システム



詳細データ 令和3年度個別労働紛争解決制度 総括表

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

| 1. 総合労働相談センターに寄せられた相談 1,242,579件 | | | | | |
|---|---------------------|------------------------|---------------------|-----------|---------------------|
| ①相談者の種類 | | | | | |
| 労働者 | 675,655件 (54.4%) | 事業主 | 400,326件 (32.2%) | その他 | 166,598件 (13.4%) |
| 相談者のうち、外国人 | 14,211件 (2.1%) | 外国人のうち、 相談室留学生 | 1,101件 (0.1%) | | |
| ②相談の内訳 (※内訳が複数にまたがる事案もあるため、合計が1,393,123件になる) | | | | | |
| 法制度の問い合わせ | 838,913件 (60.2%) | 労働基準法等の違反の疑 いがあるもの | 170,070件 (12.2%) | | |
| 民事上の個別労働相談 | 284,139件 (20.4%) | その他 | 100,001件 (7.2%) | | |
| 2. 民事上の個別労働紛争に関する相談の件数 284,139件 | | | | | |
| ①相談者の種類 | | | | | |
| 労働者 | 235,924件 (83.0%) | 事業主 | 28,004件 (9.9%) | その他 | 20,211件 (7.1%) |
| ②労働者の就労状況 | | | | | |
| 正社員 | 103,484件 (36.4%) | 短時間労働者 | 39,122件 (13.8%) | 派遣労働者 | 13,143件 (4.6%) |
| 有期雇用労働者 | 31,427件 (11.1%) | その他・不明 | 96,963件 (34.1%) | | |
| ③紛争の内容 (※内訳が複数にまたがる事案もあるため、合計が352,914件になる) | | | | | |
| 普通解雇 | 26,675件 (7.6%) | 整理解雇 | 2,875件 (0.8%) | 懲戒解雇 | 3,699件 (1.0%) |
| 雇い止め | 14,346件 (4.1%) | 退職勧奨 | 24,603件 (7.0%) | 採用内定取り消し | 1,924件 (0.5%) |
| 自己都合退職 | 40,501件 (11.5%) | 出向・配置転換 | 10,749件 (3.0%) | 労働条件の引き下げ | 30,524件 (8.6%) |
| その他の労働条件 | 57,847件 (16.4%) | いじめ・嫌がらせ | 86,034件 (24.4%) | 雇用管理等 | 8,913件 (2.5%) |
| 募集・採用 | 2,537件 (0.7%) | その他 | 41,747件 (11.8%) | | |
| 3. 都道府県労働局による助言・指導の件数 | | | | | |
| (1) 申出件数 8,484件 | | | | | |
| ①申出者の種類 | | | | | |
| 労働者 | 8,447件 (99.6%) | 事業主 | 37件 (0.4%) | | |
| ②労働者の就労状況 | | | | | |
| 正社員 | 4,298件 (50.7%) | 短時間労働者 | 1,645件 (19.4%) | 派遣労働者 | 564件 (6.6%) |
| 有期雇用労働者 | 1,530件 (18.0%) | その他・不明 | 447件 (5.3%) | | |
| ③紛争の内容 (※内訳が複数にまたがる事案もあるため、合計が9,359件になる) | | | | | |
| 普通解雇 | 601件 (6.4%) | 整理解雇 | 77件 (0.8%) | 懲戒解雇 | 59件 (0.6%) |
| 雇い止め | 527件 (5.6%) | 退職勧奨 | 572件 (6.1%) | 採用内定取り消し | 73件 (0.8%) |
| 自己都合退職 | 771件 (8.2%) | 出向・配置転換 | 487件 (5.2%) | 労働条件の引き下げ | 816件 (8.7%) |
| その他の労働条件 | 2,318件 (24.8%) | いじめ・嫌がらせ | 1,689件 (18.0%) | 雇用管理等 | 387件 (4.1%) |
| 募集・採用 | 58件 (0.6%) | その他 | 925件 (9.9%) | | |
| (2) 処理件数 8,466件 | | | | | |
| ①処理の区分 | | | | | |
| 助言を実施 | 8,158件 (96.4%) | 指導を実施 | 1件 (0.0%) | | |
| 取り下げ | 161件 (1.9%) | 打ち切り | 118件 (1.4%) | その他 | 28件 (0.3%) |
| ②処理の期間 | | | | | |
| 1ヶ月以内 | 8,354件 (99.7%) | 1ヶ月を超えて 2ヶ月以内 | 88件 (1.0%) | 2ヶ月超 | 24件 (0.3%) |
| 4. 紛争調整委員会によるあっせんの件数 | | | | | |
| (1) 申請件数 3,760件 | | | | | |
| ①申請人の種類 | | | | | |
| 労働者 | 3,695件 (98.3%) | 事業主 | 63件 (1.7%) | 労使双方 | 2件 (0.1%) |
| ②労働者の就労状況 | | | | | |
| 正社員 | 1,862件 (49.5%) | 短時間労働者 | 688件 (18.3%) | 派遣労働者 | 281件 (7.5%) |
| 有期雇用労働者 | 766件 (20.4%) | その他・不明 | 163件 (4.3%) | | |
| ③紛争の内容 (※内訳が複数にまたがる事案もあるため、合計が4,020件になる) | | | | | |
| 普通解雇 | 635件 (15.8%) | 整理解雇 | 63件 (1.6%) | 懲戒解雇 | 45件 (1.1%) |
| 雇い止め | 373件 (9.3%) | 退職勧奨 | 268件 (6.7%) | 採用内定取り消し | 54件 (1.3%) |
| 自己都合退職 | 153件 (3.8%) | 出向・配置転換 | 136件 (3.4%) | 労働条件の引き下げ | 326件 (8.1%) |
| その他の労働条件 | 478件 (11.9%) | いじめ・嫌がらせ | 1,172件 (29.2%) | 雇用管理等 | 90件 (2.2%) |
| その他 | 227件 (5.6%) | | | | |
| (2) 処理件数 3,819件 (うち、当事者双方があっせんに参加し、あっせんを開催したもの2,017件) | | | | | |
| ①処理の区分 | | | | | |
| 当事者間の合意の成立 | 1,263件 (33.1%) | うちあっせんを開催せ ずに合意したもの | 38件 (1.0%) | | |
| 申請の取り下げ | 173件 (4.5%) | その他 | 23件 (0.6%) | | |
| 打ち切り | 2,360件 (61.8%) | うち不参加による 打ち切り | 1,541件 (40.4%) | | |
| ②処理の期間 | | | | | |
| 1ヶ月以内 | 1,599件 (41.9%) | 1ヶ月を超えて 2ヶ月以内 | 1,487件 (38.9%) | 2ヶ月超 | 733件 (19.2%) |

※ ()内は各合計件数に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。